6　激甚災害に係る特定地方公共団体　（告示）

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第１号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和３７年政令第４０３号）第１条第２項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成１９年に発生した激甚災害に係る同条第１項の市町村として告示する。

平成２０年３月１４日

文部科学大臣　渡　海　紀三朗
厚生労働大臣　舛　添　要　一
農林水産大臣　若　林　正　俊
国土交通大臣　冬　柴　鐵　三

都道県名	郡　名	市　町　村　名
岩手県		八幡平市※
	下閉伊	普代村
秋田県		北秋田市※
群馬県	甘　楽	南牧村
新潟県		長岡市※　柏崎市
	三　島	出雲崎町
石川県		七尾市※　輪島市
	羽　咋	志賀町※
	鳳　珠	穴水町　能登町※
長野県	下伊那	泰阜村
奈良県	吉　野	黒滝村
島根県	隠　岐	西ノ島町　隠岐の島町
徳島県		三好市※
	那　賀	那賀町※
高知県	吾　川	いの町※　仁淀川町※
	高　岡	中土佐町※　四万十町※
	幡　多	三原村
福岡県	八　女	矢部村
熊本県		八代市※
	下益城	美里町
	上益城	山都町
大分県		竹田市※
宮崎県		延岡市※
	東臼杵	美郷町※
	西臼杵	日之影町
鹿児島県	肝　属	南大隅町
沖縄県	島　尻	座間味村

備考
※印を付した市町村は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）第１９条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等の関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２条第２項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第３条第１項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第１条第１項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和４３年１１月２２日中央防災会議決定）（１）に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。